平成２５年（フ）第８５０２号
埼玉県草加市金明町274―９―101
債務者　田中　令子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５０４号
東京都西東京市田無町６丁目５―35―201
債務者　川口　惠三
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５１１号
東京都江戸川区北小岩８丁目30―13―102
債務者　田中　良和
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５１２号
東京都足立区伊興１丁目23―４―203
債務者　長尾　洋子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５１４号
神奈川県横須賀市望洋台22―12　第２岸マンション102
債務者　佐藤　則彦
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５１７号
埼玉県加須市中種足1529―３
債務者　上山　倫子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５１９号
東京都調布市布田１丁目50―１　マートルコート調布第３―506
債務者　高木　惠子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５２１号
東京都江東区潮見１丁目29―23
債務者　五十川惠二
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５２２号
東京都大田区本羽田３丁目17―20―208
債務者　新宮　弘美
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５２４号
東京都品川区豊町４丁目22―９
債務者　市川　富茂
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５２５号
東京都足立区保木間４丁目50―13―601
債務者　吉澤　美幸
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５２７号
神奈川県藤沢市大庭5421―14
債務者　佐々木優介
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５２９号
東京都足立区扇１丁目54―９―503
債務者　佐藤　雅弘
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５３６号
東京都文京区目白台３丁目26―９―504
債務者　成田　絹代
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０５号
横浜市都筑区加賀原２丁目２番１―108号
債務者　菅　めぐみ（旧姓境）
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２０１号
横浜市磯子区岡村８丁目21番19―512号
債務者　土方　貴好
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部